

飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務委託」（以下「本業務」という。）を行う事業者を公募型プロポーザル方式により、公平かつ公正な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 本プロポーザルの目的

飛驒市（以下「市」という。）は、公益財団法人日本ナショナルトラストが飛驒の匠の使用した大工道具の収集、保管及び展示または伝統産業等の展示、実演ならびに集会施設として一般の利用に供することを目的に建設した飛驒の匠文化館の無償譲渡を受けるにあたり、より主体的かつ自由度を持って当該施設建設の目的を達成するため、令和6年度に有識者や市民からなる飛驒の匠文化館リニューアル検討委員会を設置し、今後の当該施設運営の基本的な考え方をまとめた「飛驒の匠文化館基本構想・基本計画」（以下「基本構想・計画」という。）を策定した。

本プロポーザルは、本業務に対して基本構想・計画に基づく企画提案を広く求め、最も適切な想像力、技術力、実績等を有し、基本構想・計画を具現化する事業者を選定するために実施する。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務

(2) 内容

飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 委託料

7,546千円（消費税込）を上限とする。

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

(5) 履行場所

飛驒市古川町地内

3 参加資格要件

応募にあたっては次の要件を全て満たしていること。

- ① 過去5年間に於いて地方公共団体、公益財団法人及び独立行政法人等から、本業務対象施設と同等面積の資料館、博物館の展示に係る実施設計業務を元請で行った実績があること。ただし、実績は常設展示実施設計に限り、企画展、特別展等の仮設展示は含まない。

- ② ①に関する業務経験があり、自社の社員で3ヶ月以上の直接雇用実績のある担当者を本業務の主任者として配置することができること。
- ③ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ④ 企画提案公募申請書の提出期限までに飛騨市入札参加資格者名簿（物品等）に登載されていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦ この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、飛騨市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑧ 岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑨ 共同企業体で応募する場合は、以下の全ての要件を満たすこと。
- ・構成員のいずれか1員が、上記①、②及び③の要件を満たしていること。
 - ・構成員の代表となる事業体が、上記④の要件を満たしていること。
 - ・全ての構成員が、上記⑤から⑧の要件を満たしていること。
 - ・単独または他の共同企業体の構成員として、本件業務に参加していないこと。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール（予定）

項 目	日 程
1. 公募要領等の公表	令和7年6月18日（水曜日）
2. 参加申込受付〆切	令和7年7月1日（火曜日）
3. 質問の受付	令和7年6月18日（水曜日） ～令和7年6月27日（金曜日）
4. 質問の回答	令和7年6月30日（月曜日）までに随時飛騨市ホームページに掲載
5. 参加資格確認結果の通知	令和7年7月3日（木曜日）までに申込者宛てメールで通知
6. 企画提案書受付〆切	令和7年7月18日（金曜日）
7. 選考会開催（プレゼンテーション）	令和7年7月22日（火曜日）※予定
8. 選考結果の通知・公表	選考会開催日から起算して3日以内に提案者宛てメールで通知
9. 契約締結	令和7年7月下旬予定

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

① 提出期限

令和7年7月1日（火曜日）17時必着（厳守）

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

② 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号） ※添付書類を漏れなく添付すること。

③ 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務企画提案申込書在中」と記載すること。なお、事故等による未着については、市では責任を負わない。

④ 提出先

〒509-4292

岐阜県飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市役所

商工観光部 まちづくり観光課（担当：竹田・見山）

⑤ 参加資格確認結果通知書

上記参加申込書の内容に基づき参加資格の確認を行い、参加の可否について令和7年7月3日（木曜日）までに申込書記載の担当者メールアドレス宛て電子メールにより通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、事前説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書の内容について疑義が生じた場合は、下記により質問すること。ただし、基本構想・計画及び飛驒の匠文化館に関する質問は随時メールまたは電話等による質問を受け付ける。

① 受付期間

令和7年6月18日（水曜日）より令和7年6月27日（金曜日）17時まで

② 提出書類

企画提案公募質問票（様式第2号）

③ 提出方法

電子メールに限る。その他の方法による質問及び受付期間を過ぎて届いた質問は一切受け付けない。なお、質問票を送信した後、必ず電話でその旨を連絡すること。

（質問票送付先）

アドレス : takeda-shinji@city.hida.lg.jp（竹田）

※CCに miyama-hirona@city.hida.lg.jp（見山）を加えること

電話番号 : 0577-73-7463（まちづくり観光課直通）

④ 質問に対する回答

令和7年6月30日（月曜日）までに、随時、飛驒市ホームページ（本企画提案実施要領公開と同じ場所）上で公開する。なお、回答内容については、本実施要領の追加または修正とみなし、回答を公開したことについて当課から質問者宛ての連絡は行わない。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加決定の通知を受けた者は、下記により企画提案書及びその他必要な関係書類を提出すること。

① 提出期限

令和7年7月18日（金曜日）17時必着（厳守）

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

② 提出書類

- ・企画提案書等提出書（様式第3号）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・業務の実施体制が分かる書類（任意様式）
- ・工程計画書（任意様式）
- ・経費見積書（任意様式）

③ 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「飛驒の匠文化館展示改修実施設計業務企画提案書在中」と記載すること。なお、事故等による未着については、市では責任を負わない。

④ 提出先

〒509-4292

岐阜県飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市役所

商工観光部 まちづくり観光課（担当：竹田・見山）

⑤ 企画提案書提出にあたっての留意事項

ア 提出は、1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書の提出部数は、5部（正本1部、副本4部）とする。

ウ 仕様は、次項「⑥企画提案書記載事項」のアの(1)～(4)及びエはA4版縦・横書き、イ及びウは原則としてA3版とし、いずれも片面印刷とする。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

エ 企画提案公募にかかる様式及び参考資料は、飛驒市ホームページよりダウンロードできる。

オ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

カ 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。なお、企画書等の記載が、特許権など日本の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責務は応募者が負う。

キ 企画提案書の枚数は表紙を除き、片面8頁以内とする。また、使用する文字のフォントサイズは10.5ポイント以上とする。

ク 事業費の積算にあたっては、積算内訳・根拠が確認できるよう、見積書は可能な限り詳細かつ明確に記載する。

ケ 本企画提案は、あくまでも業務受注者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、改めて市と協議して決定するものであることに留意する。

⑥ 企画提案書記載事項

- ア 基本構想・計画における基本方針を具現化する展示手法に関する具体的なアイデア
 - (1) 匠文化館を起点としたまちめぐりの設定
 - (2) 飛騨古川のアイデンティティーに基づく展示ストーリーの構築
 - (3) 体験型展示の強化と対話型展示の導入
 - (4) 市民が学習・活動するステージとしての施設環境
- イ 展示室内のゾーニング及び動線
- ウ 展示内容の意匠設備
- エ 上記の提案に係る自由提案

5 事業者の選定

提出された企画書について、次のとおり審査を行い委託候補者を選定する。

(1) 一次審査（参加資格の確認）

応募者から提出された企画提案参加申込書を元に、本要領に規定する参加資格要件の確認を行い、要件を満たす応募者については一次審査を通過したものとする。

(2) 最終審査（企画提案内容の評価）

①プレゼンテーション

別途有識者で組織する選定委員会を設置し、次の要領でプレゼンテーションを行う。ただし、応募者が1者の場合は企画提案書のみによる審査とする場合がある。

- ・日程 : 令和7年7月22日（火曜日）午後を予定
- ・場所 : 飛騨市役所 西庁舎3階 会議室
- ・人数 : 1応募者あたり2名までとする。
- ・時間 : 1応募者あたり25分以内とする。（プレゼン20分、質疑応答5分）
- ・説明にあたっての留意事項（応募者が2者以上の場合）

ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書一式のみにより行い、追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションを補完するため、企画提案書内の図表等をパソコン及びプロジェクタ等を使用して投影することができる（企画提案書内の図表に限る）。

②審査手順

最も合計点数の高い提案を行った応募者を優先交渉権者（委託候補者）とし、次の応募者を次点交渉権者とする。合計点数が最も高い応募者が複数あった場合は、見積額の低い提案者を第1位とする。なお、応募者が1者であっても審査を行い、合計点数が最低基準点（満点の6割）に満たない場合は選考者なしとする。

③審査基準

企画提案書審査基準（別紙）のとおり。

(3) 最終審査結果の通知及び公表

最終審査結果は、選考会開催日から起算して3日以内に参加者全員にメールにて通知する。また、優先交渉権者は、その法人名等を飛騨市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

(4) 契約の締結等

上記審査手順により選定された応募者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある)、協議が合意に至った場合は、本委託業務契約の手続きを行う(改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結する)。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い応募者を候補者として必要な協議を行う。

6 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 公募への参加により飛騨市から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。
- (4) 応募にあたっては、提示する資料を熟知しておくこと。
- (5) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「3 参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、または満たしていないことが判明した場合。
 - ② 提出期限内に企画書の提出がされなかった場合。
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
 - ⑤ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

7 問い合わせ先

飛騨市役所 商工観光部 まちづくり観光課(担当:竹田・見山)

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

電話: 0577-73-7463 (ダイヤル)

電子メール: takeda-shinji@city.hida.lg.jp (竹田)

※CCに miyama-hirona@city.hida.lg.jp (見山) を加えてください。

(別紙)

企画提案書審査基準

【100点満点】

審査項目	評価基準及び評価の視点 (5段階評価：特に良い・良い・普通・不十分・不適)	配点
業務遂行能力 【適格性】	事業者及び業務実績 ● 当該類似案件受託の実績を有し、業務経験が豊富であるか。 ● 業務主任者の業務実績が適切かつ豊富であるか。	5
具体的な企画提案 【企画性】	基本構想・計画における基本方針を具現化する展示手法に関する具体的なアイデア ● 基本コンセプトを基軸に、以下(1)~(4)の基本方針毎に飛騨古川の町並みの価値や匠の文化を効果的に伝える提案となっているか。 (1) 匠文化館を起点としたまちめぐりの設定 (2) 飛騨古川のアイデンティティーに基づく展示ストーリーの構築 (3) 体験型展示の強化と対話型展示の導入 (4) 市民が学習・活動するステージとしての施設環境	10
	● 飛騨古川のまちめぐりの起点となる「匠まちめぐりガイド展示室」において、古川のまち形成とその精神、町並みやまちづくりを分かりやすく伝えることができる提案となっているか。	10
	● 匠文化の素晴らしさを紹介する「匠体験・展示室」において、様々な技術を効果的に用い、来館者の誰もが理解できる新たな体験を主体とした提案となっているか。	10
	● 匠文化を中心とした市民のためのセミナーや景観研究活動など、市民の気軽な立ち寄りを促進し、活動の拠点となることを想定した提案となっているか。	10
	展示室内のゾーニング及び動線 ● 情報を効果・効率的に来場者に伝える動線の確保や工夫がされているか。	10
	来館者への配慮 ● 展示や設備にユニバーサルデザインを取り入れた提案となっているか。 ● 来館者への安全性への配慮がなされているか。 ● 外国人への配慮がなされているか。	10
	展示設備 ● 収蔵品の保存管理に配慮した適切な提案となっているか。 ● 展示の維持管理、デジタル機器等の保守管理、アップデートの容易性について配慮がされているか。 ● ランニングコストについて配慮がなされているか	10
	自由提案 ● 基本構想・計画に対し、新たな価値を付加した提案となっているか。 ● 基本構想・計画にとどまらず、関係諸施設などとの連携など、飛騨市におけるまちづくり観光の推進に相乗効果が期待できる提案となっているか。	10

<p>実施体制 業務遂行能力 【実現可能性】</p>	<p>事業実施体制・工程</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務を確実かつ円滑に実施できる体制となっているか ● 業務完了までのスケジュール設定が適切であるか 	<p>10</p>
<p>費用対効果 【妥当性】</p>	<p>提案内容と経費との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容に対する経費が妥当であるか 	<p>5</p>

(配点基準) 5点配点の場合：特に良い5点、良い4点、普通3点、不十分2点、不適1点
10点配点の場合：特に良い10点、良い8点、普通6点、不十分4点、不適2点